

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2021年6月29日

**【事業年度】** 第99期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

**【会社名】** 小田急電鉄株式会社

**【英訳名】** Odakyu Electric Railway Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 星野 晃 司

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区代々木2丁目28番12号  
東京都新宿区西新宿1丁目8番3号（本社事務所）

**【電話番号】** 03(3349)2526

**【事務連絡者氏名】** IR室 課長 相馬 慈

**【最寄りの連絡場所】** 東京都新宿区西新宿1丁目8番3号（本社事務所）

**【電話番号】** 03(3349)2526

**【事務連絡者氏名】** IR室 課長 相馬 慈

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年6月26日に提出した第99期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 4 コーポレート・ガバナンスの状況等

##### (4) 役員の報酬等

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しています。

## 第一部【企業情報】

## 第4【提出会社の状況】

### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

#### (4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

(訂正前)

(省略)

取締役の報酬に関する株主総会の決議年月日は2018年6月28日であり、決議の内容は、「取締役の報酬額を年額4億7千万円以内（うち社外取締役6千万円以内、員数15名）とし、執行役員を兼務しない者を除いた取締役については、上記報酬額とは別に株式報酬として1年当たりの上限額に相当する金額である80百万円を支給する（員数9名）」こととしています。監査役の報酬に関する株主総会の決議年月日は、2004年6月29日であり、決議の内容は、「監査役の報酬額を月額7百万円以内とする（員数5名）」こととしています。

(省略)

(訂正後)

(省略)

取締役の報酬に関する株主総会の決議年月日は2018年6月28日であり、決議の内容は、「取締役の報酬額を年額4億7千万円以内（うち社外取締役6千万円以内、員数15名）とし、執行役員を兼務しない者を除いた取締役については、上記報酬額とは別に株式報酬として1年当たりの上限額に相当する金額である80百万円を支給する（員数9名）」こととしています。監査役の報酬に関する株主総会の決議年月日は、2004年6月29日であり、決議の内容は、「監査役の報酬額を月額7百万円以内とする（員数5名）」こととしています。

(省略)